

警備業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第7号

警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指導教育責任者講習に係る公示事項等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 講習規則第2条の規定による公示は、<u>香川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）</u>の掲示板に掲示して行うものとする。</p> <p>(指導教育責任者講習の修了考査)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 不正な手段により合格した者（講習規則第3条各号のいずれかに該当する者その他当該指導教育責任者講習を受講することができる者であることを偽って当該指導教育責任者講習を受講し、修了考査に合格した者を含む。）<u>に対しては、その合格を取り消すものとする。</u></p> <p>7 <u>前項の規定による合格の取消しをしたときは、その者に対し、修了証明書が未交付の場合にあっては別記様式第5号の2の不交付通知書を交付し、修了証明書を交付している場合にあっては当該修了証明書の返納を求め</u>ため別記様式第6号の返納通知書を交付するものとする。</p> <p>(検定に係る公示事項等)</p> <p>第12条 略</p> <p><u>(1級の検定に係る受検資格の認定の手続)</u></p> <p>第12条の2 <u>検定規則第8条第2号に該当する者として1級の検定を受けようとする者は、あらかじめ、別記様式第8号の2の1級検定受検資格認定申請書（以下「認定申請書」という。）を公安委員会に提出して申請し、</u></p>	<p>(指導教育責任者講習に係る公示事項等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 講習規則第2条の規定による公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。</p> <p>(指導教育責任者講習の修了考査)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 不正な手段により合格した者（講習規則第3条各号のいずれかに該当する者その他当該指導教育責任者講習を受講することができる者であることを偽って当該指導教育責任者講習を受講し、修了考査に合格した者を含む。）<u>に対しては、その合格を取り消すとともに、交付した修了証明書を返納させるものとする。</u></p> <p>7 <u>前項の規定により修了証明書を返納させるときは、別記様式第6号の返納通知書を交付するものとする。</u></p> <p>(検定に係る公示事項等)</p> <p>第12条 略</p>

同号の規定による当該検定に係る種別の警備業務に関する受検資格の認定を受けなければならない。

2 前項の認定の対象とする者は、その種別の警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有すると認められる者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第12条第1項に規定する指定講習（以下「指定講習」という。）の講師として委嘱されていた者

(2) 法第28条の登録講習機関が行う講習会の講師として委嘱されている、又はされていた者

3 第1項の規定による認定申請書の提出は、認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）の住所地を管轄する警察署の署長又は認定申請者が警備員である場合における当該警備員が属する営業所の所在地を管轄する警察署の署長を経由して行うものとする。この場合において、住所地を管轄する警察署の署長を経由する場合にあつては当該認定申請者の住所地を疎明する書面を、営業所の所在地を管轄する警察署の署長を経由する場合にあつては別記様式第9号の警備員所属証明書（住所地を管轄する警察署の署長と営業所の所在地を管轄する警察署の署長が同一である場合にあつては、そのいずれかの書面）を添付しなければならない。

4 前項後段に規定する書面のほか、認定申請書には、第2項第1号又は第2号に掲げる要件に該当することを証明することができる指定講習を行っていた法人又は登録講習機関の発行する書面を添付しなければならない。

5 公安委員会は、第1項の認定をしたときは別記様式第9号の2の1級検定受検資格認定書を、認定をしなかったときは別記様式第9号の3の1級検定受検資格不認定通知書を交付するものとする。

(検定申請書に添付する書面の様式等)

第13条 略

2 検定規則第9条第4項第1号に掲げる書面は、検定規則第8条第1号に掲げる者に該当する場合にあつては2級の検定に係る合格証明書の写し及び従事証明書、同条第2号に掲げる者に該当する場合にあつては前条第5項の1級検定受検資格認定書の写しとする。

3 第8条第2項の規定は、前項の従事証明書を提出することができない場合について準用する。

(学科試験等)

(検定申請書に添付する書面の様式等)

第13条 略

2 検定規則第8条第1号に掲げる者に係る検定規則第9条第4項第1号に掲げる書面は、2級の検定に係る合格証明書の写し及び従事証明書とする。

(学科試験等)

第14条 略

2・3 略

4 不正な手段により合格した者（検定規則第8条各号のいずれかに該当する者その他当該検定を受検することができる者であることを偽って当該検定に合格した者を含む。）に対しては、その合格を取り消すものとする。

5 前項の規定による合格の取消しをしたときは、その者に対し、成績証明書が未交付の場合にあっては別記様式第5号の2の不交付通知書を交付し、成績証明書を交付している場合にあっては当該成績証明書の返納を求めるため別記様式第6号の返納通知書を交付するものとする。

（即応体制の整備の基準）

第17条 法第43条の規定による警備員、待機所及び車両その他の装備の配置は、法第40条に規定する基地局（以下「基地局」という。）において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、その受信の時から25分以内に当該現場に警備員を到着させることができるように行わなければならない。ただし、法第2条第1項第1号に規定する警備業務対象施設がへき地等に所在し、かつ、基地局において当該施設における盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に当該施設の近隣に居住する当該施設の管理者に連絡して事実の確認をする等必要な措置を講ずることができると公安委員会が認めたときは、この限りでない。

第14条 略

2・3 略

4 不正な手段により合格した者（検定規則第8条各号のいずれかに該当する者その他当該検定を受検することができる者であることを偽って当該検定に合格した者を含む。）に対しては、その合格を取り消すとともに、交付した成績証明書を返納させるものとする。

5 前項の規定により成績証明書を返納させるときは、別記様式第6号の返納通知書を交付するものとする。

（即応体制の整備の基準）

第17条 法第43条の規定による警備員、待機所及び車両その他の装備の配置は、法第40条に規定する基地局（以下「基地局」という。）において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、その受信の時から25分以内に当該現場に警備員を到着させることができるように行わなければならない。ただし、法第2条第1項第1号に規定する警備業務対象施設がへき地等に所在し、かつ、基地局において当該施設における盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に当該施設の近隣に居住する当該施設の管理者に連絡して事実の確認をする等必要な措置を講ずることができると香川県公安委員会が認めたときは、この限りでない。

誓 約 書

私は、次の理由で「警備業務従事証明書」の発行を受けられませんでした、別添の履歴書記載のとおり、

最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していた期間が通算して3年以上である者(講習規則第3条第1号該当)

当該警備業務の区分に係る2級の検定に係る合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している警備員(講習規則第3条第3号該当)

当該警備業務の種別に係る2級の検定に係る合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上である者(検定規則第8条第1号該当)

警備員指導教育責任者講習(区分: _____)の受講資格であり、 _____ を充足している

1級の検定(種別: _____)の受検資格

ことを誓約します。

理由 所属していた警備業者(_____)が、既に廃業している。

次の事情による。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

生年月日 _____ 年 月 日

備考

- は、該当するものにレ印を付けること。
- 誓約者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

誓 約 書

私は、次の理由で「警備業務従事証明書」の発行を受けられませんでした、別添の履歴書記載のとおり、

最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していた期間が通算して3年以上である者

当該警備業務の区分に係る2級の検定に係る合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している警備員

であり、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第3条に規定する受講要件を充足していることを誓約します。

理由 所属していた警備業者(_____)が、既に廃業している。

次の事情による。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

生年月日 _____ 年 月 日

備考

- は、該当する場合にレ印を付けること。
- 誓約者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第5号の2 (第9条、第14条、第16条関係)

警備員指導教育責任者講習修了証明書
 成績証明書 不交付通知書
 機械警備業務管理者講習修了証明書

第 号
 年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

年 月 日から 年 月 日までに 実施した
 年 月 日に

警備員指導教育責任者講習 警備員指導教育責任者講習修了証明書
 検定の学科試験及び実技試験 に係る 成績証明書
 機械警備業務管理者講習 機械警備業務管理者講習修了証明書

については、交付をしないので通知する。

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日
理由			

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第6号 (第9条、第14条、第16条関係)

略

別記様式第6号 (第9条、第14条、第16条関係)

略

別記様式第 8 号 (第11条関係)

略

別記様式第 8 号の 2 (第12条の 2 関係)

1 級検定受検資格認定申請書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

申請者の住所及び氏名

㊟

警備員等の検定等に関する規則第 8 条第 2 号に該当する者として 1 級の検定の受検資格の認定を受けたいので、警備業法施行細則第 12 条の 2 第 1 項の規定により申請します。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
認定を受けたい警備業務の種別	
理 由	

備考

- 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 理由欄には、警備員等の検定等に関する規則第 8 条第 1 号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者に該当する理由を具体的に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 8 号 (第11条関係)

略

別記様式第9号（第12条の2、第13条関係）
略

別記様式第9号の2（第12条の2、第13条関係）

1級検定受検資格認定書

第 号
年 月 日

住所

殿

香川県公安委員会 印

年 月 日付けの警備業法施行細則第12条の2第1項の規定による申請については、あなたが警備員等の検定等に関する規則第8条第2号に該当する者と認められることから、1級の検定(種別：)の受検資格の認定をしたので通知する。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第9号（第13条関係）
略

別記様式第9号の3 (第12条の2関係)

1級検定受検資格不認定通知書

第 号
年 月 日

住所

殿

香川県公安委員会 印

年 月 日付けの警備業法施行細則第12条の2第1項の規定による申請については、次の理由により、あなたが警備員等の検定等に関する規則第8条第2号に該当する者と認められないため、1級の検定(種別:)の受検資格の認定をしなかったので通知する。

不認定の理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第10号 (第19条関係)

略

別記様式第10号 (第19条関係)

略

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)
- 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
法令等	条項号	内 容	公安委 員会	警察本 部長	法令等	条項号	内 容	公安委 員会	警察本 部長
1~42 略					1~42 略				
43 警備業法(昭和47年法律第117号)	第4条~第51条 略				43 警備業法(昭和47年法律第117号)	第4条~第51条 略			
(1)~(5) 略					(1)~(5) 略				
(6) 警備業法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第12号)					(6) 警備業法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第12号)				
	第4条・第7条第2項第3号 略					第4条・第7条第2項第3号 略			
	第9条第6項	合格の取消し	○			第9条第6項	合格の取消し	○	
	第9条第7項	不交付通知書又は返納通知書の交付		○		第9条第7項	修了証明書の返納の受理		○
		修了証明書の返納の受理		○			返納通知書の交付		○
第10条 略					第10条 略				
	第12条の2第1項	1級検定受検資格認定申請書の受理		○					
	第12条の2第5項	1級検定受検資格認定書又は1級検定受検資格不認定通知書の交付		○					
	第14条	合格の取消し	○			第14条	合格の取消し	○	

第4項			
第14条 第5項	<u>不交付通知書又は返納通知書の交付</u>		○
	<u>成績証明書の返納の受理</u>		○
第15条	略		
第16条	略		
第16条	<u>合格の取消し（第9条第6項の準用）</u>	○	
第16条	<u>不交付通知書又は返納通知書の交付（第9条第7項の準用）</u>		○
	<u>修了証明書の返納の受理（第9条第7項の準用）</u>		○
第16条	略		
第17条～第22条第2項 略			

44～99 略

備考
略

第4項	<u>成績証明書の返納の受理</u>		○
第14条 第5項	<u>返納通知書の交付</u>		○
第15条	略		
第16条	<u>機械警備業務管理者講習の委託（第7条第2項第3号の準用）</u>		○
第16条	<u>合格の取消し（第9条第6項の準用）</u>	○	
	<u>修了証明書の返納の受理（第9条第6項の準用）</u>		○
第16条	<u>不交付通知書の交付（第10条の準用）</u>		○
第17条～第22条第2項 略			

44～99 略

備考
略